

◇◆補助金申請時の確認について◆◇

1 必要な書類を準備しよう！

- (1)居住地の確認できる公的証明書(運転免許証など)または公共料金の領収書(電気料金、水道料金など)の写し

注意点:公共料金の領収書の場合、現住所が記載されたものを添付。

また、**名義は申請者本人のものでないと認められません。**

- (2)既卒者:履歴書の写し

学 生:学生証の写しまたは在学証明書

- (3)面接またはインターンシップ実施証明書(第2-1号、第2-2号様式)

注意点:各企業に記入してもらう必要があります。

あらかじめ様式を印刷して企業に持参し、面接やインターンシップ終了時点で企業に記入してもらうとスムーズです。

※代表者印の押印が必要となります！

- (4)公共交通機関及び宿泊先等への支払いを証する書類

注意点:必ず領収書(写)を添付してください。

利用明細書等では対象経費として認められない場合があります。

また、**宛先記載欄があるものは宛名(申請者本人)をご記入ください。**

◎領収書に内訳が表示されている場合は、補助対象となる金額に注意！！

また、必要な項目が領収書に記載されていない場合は、補足書類の提出をお願いすることがあります。

2 申請書を作成しよう！

全ての添付書類が揃ったら、記入例を参考に「申請書及び実績報告書」を記入しましょう。

注意点:面接・インターンシップ実施証明書をはじめ、その他添付書類が全て準備できた上で、申請が可能となります。

全ての添付書類が揃ってから申請書を記入しましょう！

よって、「申請書及び実績報告書」の作成日は、「面接・インターンシップ実施証明書」で証明された日付(各様式の右上の日付)以降となります。

※ 令和4年度から電子申請も可能となりました。
電子申請する場合は「入力手順(申請及び実績報告)」を参考に入力してください。

3 その他注意事項

- (1)補助対象となるのは、居住地と面接またはインターンシップ実施地の最寄駅を往復するために必要な交通費実費です。経路が明らかに私事の旅行や帰省が目的であると判断される申請については、補助の対象とならない場合もありますのでご注意ください。
- (2)「消せるボールペン(フリクションボールペンなど)」は、本補助金関係書類には使用できませんので、ご注意ください。
- (3)「補助金交付請求書」(第5-1号、第5-2号様式)は、県から「補助金交付決定通知書及び額の確定通知書」が届いた後に提出していただきます。
- (4)その他、「よくある質問」も併せてご確認ください。

【提出先(郵送)】

〒870-8501 大分県大分市大手町 3-1-1

大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 若年者就業支援班 面接・IS補助金担当者

【お問い合わせ先】

TEL:097-506-3332